

北空知成年後見相談センターだより

発行：北空知成年後見相談センター【第1号】令和6年12月発行

【発刊にあたって】

北空知地域にお住いの皆さんに成年後見制度の理解を進めていただくとともに、成年後見制度や北空知成年後見相談センターが身近なものに感じていただきたいという思いから、「北空知成年後見相談センターだより」を発行することになりました。

今後も定期的に北空知成年後見相談センターの活動や成年後見制度に関する情報発信をしていきますので、よろしくお願いたします。



【北空知成年後見相談センターは】

北空知成年後見相談センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が一人で契約や財産管理をすることが難しくなっても、地域で安心して暮らせるように成年後見制度の相談や利用について支援を行います。

【成年後見制度ってどんな制度？】



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の財産や権利を守る制度です。

判断能力が低下すると財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議等の相続手続きなど）や介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結などの法律行為をひとりで行うことが困難になることがあります。このような方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにするものです。

成年後見制度について、出前講座を利用しませんか？

北空知成年後見相談センターでは、北空知1市4町の地域において、希望する方々のところへ相談員がお伺いし、成年後見制度についてのお話をさせていただき、出前講座を随時、開催しております。成年後見制度についてもう少し詳しく知りたいなどのご希望がある場合は、ぜひご利用ください。

- 対象 北空知管内の企業や団体、グループ等
- 費用 無料です
- 内容
 - ・成年後見制度（法定後見・任意後見）について
 - ・北空知成年後見相談センターについて
 - ※これら以外にも、参加されるから方々の希望するテーマに応じて、可能な限り内容を調整いたします。
- 人数 5名以上の参加者が見込まれる集まり
- 時間 概ね30分～60分程度



【ご利用までの流れ】

- ①センターまで、お電話※にて、実施希望日時、開催場所、参加者数をお知らせください。
※0164-22-2390（直通）又は0164-26-2411（代表）
- ②開催が確定した後、具体的な講座内容の希望を確認させていただき、決定します。
- ③当日、センターの相談員が資料を持参して会場に伺い、お話をさせていただきます。